

議案第五十六号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年九月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の項中「第六十三条第三項第五号イ若しくは第七号イ」の下に「若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イ」を加え、「第三十一条の第二項第十二号ハ」を「第三十一条の第二項第十三号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十二号ハ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改め、同表の七十一の項中「第六十三条第三項第六号若しくは第七号ロ」の下に「若しくは第六十八条の六十九第三項第六号若しくは第七号ロ」を加え、「第三十一条の第二項第十三号二」を「第三十一条の第二項第十四号二」に、「第六十二条の三第四項第十三号二」を「第六十二条の三第四項第十四号二」に改め、同表の七十四の項中「五千円」を「五千六百円」に、「九千円」を「九千四百円」に、「三万四千元」を「三万五千元」に、「四万八千元」を「四万九千元」に、「十四万円」を「十四万六千元」に、「二十四万円」を「二十四万九千元」に、

「四十六万円」を「四十七万四千円」に改め、同表の七十八の項中「九千円」を「九千六百円」に、「四千元」を「四千三百円」に改め、同表の七十九の項中「五千元」を「五百円」に、「三千元」を「三千三百円」に改め、同表の八十の項中「八千元」を「八千五百円」に改め、同表の八十一の項中「四千元」を「四千三百円」に改め、同表の八十二の項中「一万元」を「一万千円」に、「二万二千円」を「二万三千円」に、「三万六千円」を「三万七千円」に、「五万円」を「五万二千円」に、「十二万円」を「十二万四千円」に、「十九万円」を「十九万九千円」に、「三十八万円」を「三十九万六千円」に改め、同表の八十四の項中「八千元」を「八千六百円」に改め、同表の八十五の項中「九千円」を「九千六百円」に改め、同表の八十六の項中「九千円」を「九千九百円」に、「三万五千円」を「三万六千円」に、「四万七千円」を「四万九千円」に、「十一万円」を「十一万五千円」に、「十八万円」を「十八万六千円」に、「三十七万円」を「三十八万三千元」に改め、同表の八十八の項中「一万二千元」を「一万三千元」に、「八千元」を「八千四百円」に改め、同表の八十九の項中「九千円」を「九千九百円」に、「二万円」を「二万千円」に、「三万三千円」を「三万四千円」に、「四万五千円」を「四万六千円」に、「十万円」を「十万四千円」に、「十六万円」を「十六万七千円」に、「三十三万円」を「三十四万千円」に改め、同表の九十の項中「八千元」を「八千三百円」に改め、同表の九十一の項中「九千円」を「九千百円」に改め、同表の九十二の項中「十二万円」を「十二万六千円」に改め、同表の九十三の項及び九十四の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表の九十五の項中「二万七千円」を「二万八千円」に改め、同表の百

の二の項及び百一の項中「三万三千元」を「三万六千元」に改め、同表の百三の項及び百六の項中「二万七千元」を「二万八千元」に改め、同表の百九の項の次に次のように加える。

<p>百九の二 建築基準法第六十七条の二第三項第二号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>百九の三 建築基準法第六十七条の二第五項第二号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>百九の四 建築基準法第六十七条の二第九項第二号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

別表第一の百十の項、百十二の項、百十四の項及び百十五の項中「二万七千元」を「二万八千元」に改め、同表の百十七の項中「十万五千元」を「十万八千元」に改め、同表の百十八の項及び百十九の項中「七万八千元」を「八万二千元」に、「二万八千元」を「二万九千元」に改め、同表の百十九の二の項及び百十九の三の項中「二万八千元」を「二万九千元」に改め、同表の百二十の項中「七万八千元」を「八万二千元」に、「二万八千

円」を「二万九千円」に改め、同表の百二十の二の項中「二万八千円」を「二万九千円」に改め、同表の百二十一の項中「六千四百円」を「六千九百円」に、「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同表の百二十二の項中「二万七千元」を「二万八千元」に改め、同表の百二十四の項中「八千六百元」を「一万二千元」に、「二万二千元」を「三万三千元」に、「四万三千元」を「六万四千元」に、「八万六千元」を「十二万九千元」に、「十三万円」を「十九万五千元」に、「十七万円」を「二十五万五千元」に、「二十二万円」を「三十三万円」に、「三十万円」を「四十五万円」に、「一万三千元」を「一万九千元」に、「三万円」を「四万五千元」に、「六万五千元」を「九万七千元」に、「十二万円」を「十八万円」に、「二十万円」を「三十万円」に、「二十七万円」を「四十万五千元」に、「三十四万円」を「五十一万円」に、「四十八万円」を「七十二万円」に、「十九万円」を「二十八万五千元」に、「二十六万円」を「三十三万九千元」に、「三十九万円」を「五十一万三千元」に、「五十一万円」を「五十八万五千元」に、「六十六万円」を「七十三万円」に、「八十七万円」を「九十八万二千元」に改め、同表の百二十五の項中「八十七万円」を「九十八万二千元」に、「一万円」を「一万五千元」に改め、同表の百二十六の項中「千七百元」を「二千五百円」に、「二千七百元」を「四千元」に、「一万七千元」を「一万九千元」に改め、同表の百二十七の項中「四百七十円」を「七百元」に改める。

別表第二の十の項中「三百円」の下に「（専用の端末機による印鑑登録証明書の交付にあつては二百円）」を加え、同表の十二の項中「三百円」の下に「（専用の端末機による

特別区民税及び都民税に関する証明書の交付にあつては二百円」を加え、同表の二十一の項中「三百円」の下に「（専用の端末機による住民票の写しの交付にあつては二百円）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成十六年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の六十九の項及び七十一の項の改正規定は公布の日から、別表第二の十の項、十二の項及び二十一の項の改正規定は同年十一月一日から施行する。

#### （提案理由）

建築物の建築に関する確認申請手数料及び専用の端末機による印鑑登録証明書の交付手数料の額を改定する等の必要がある。